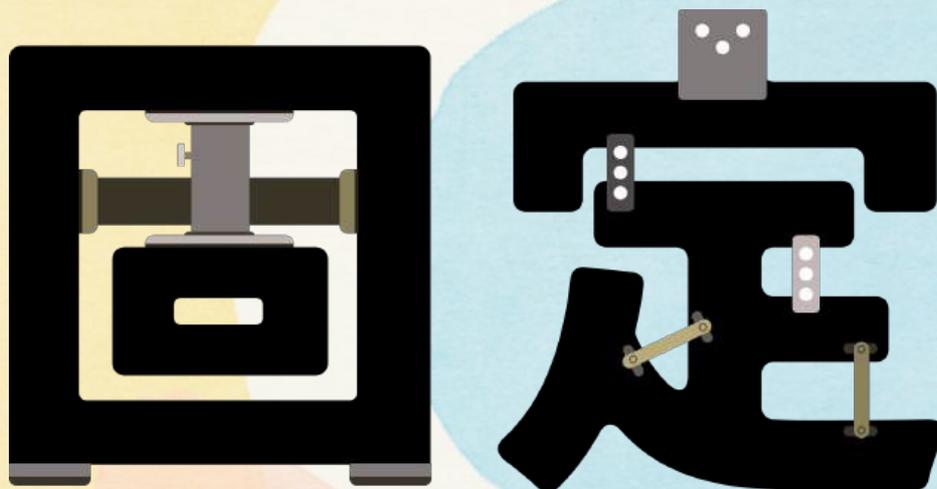


対象者限定

家具を無料で



できます。

大地震はいつ起きてもおかしくありません。
地震で家具が倒れると、避難の妨げとなったり、
怪我等の危険性があります。
命を守るため、家具を固定して備えましょう。

対象となる世帯（1世帯につき1回限り無料でお取り付けします）

住民税非課税か住民税課税所得額80万円以下で、
次の①から③のいずれかに該当する世帯

- ① 世帯全員が65歳以上の世帯（ひとり暮らし世帯を含む）
- ② 身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳1～3度、
精神障害者保健福祉手帳を交付された方がいる世帯
- ③ 介護保険の要介護3～5の方がいる世帯

※家具転倒防止器具の設置イメージ



お問い合わせはこちら

03-5744-1235

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所防災危機管理課

大田区 家具転倒防止器具

検索

詳細はチラシ裏面または
大田区ホームページへ



📄 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、所定の郵便料金の切手を貼った封筒に入れて当課宛てに郵送してください。

申請書は窓口にご持参いただいても受け付けできます。

※申請は年間を通じて受け付けています。

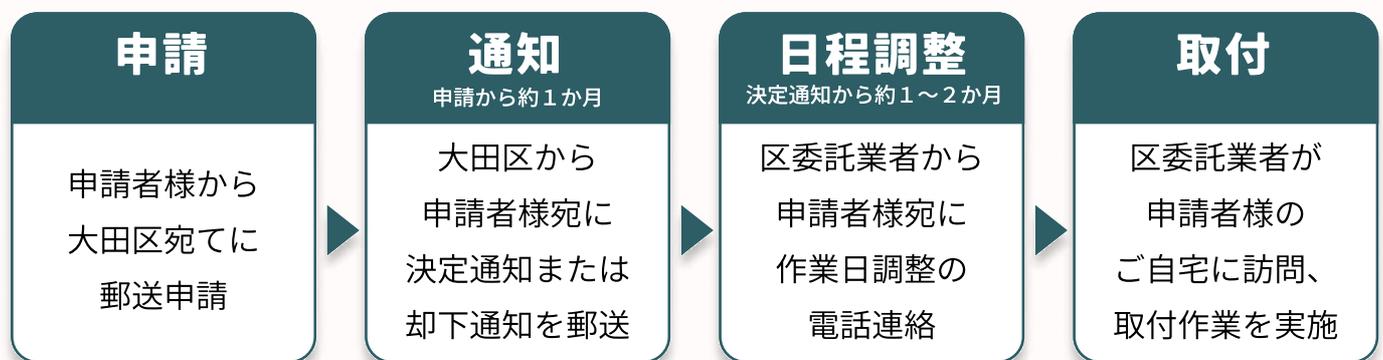
※借家・アパートの場合、家主の承諾書の添付が必要です。

※申請者本人が記入できない場合は代理者が記入してください。

※申請書は防災危機管理課、特別出張所や地域福祉課、地域健康課、地域包括支援センター、障がい者サポートセンターにて配布しているほか、大田区ホームページでもダウンロードできます。

🔍 取付までのイメージ

申請後、概ね2～3か月で取付します。



⚠️ 留意事項

- ・取付作業等の費用は、区が負担します。
- ・取付作業が円滑に行えるよう、取付場所の事前整理をお願いします。
- ・住民税非課税の世帯はタンス2棹まで、住民税課税所得80万円以下の世帯はタンス1棹まで無料でお取り付けします。
- ・家屋や家具の構造等によりお取り付けできない場合があります。